

共通仕様書

(土木工事編Ⅱ)

令和8年10月以降

宮城県土木部

1. 土木工事共通特記仕様書

目 次

第 1 編 共通編	1
第 1 章 総則	1
第 1 節 総則	1
1－1－1 主任技術者	1
1－1－2 監理技術者	2
1－1－3 その他の技術者要件等について	2
1－1－4 受注者が着手日を選択できる工事	3
1－1－5 建設副産物	3
1－1－6 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	4
1－1－7 暴力団等排除について	4
1－1－8 環境対策	4
1－1－9 施工体制確認調査等、発注者が行なう調査への協力	5
第 2 章 土工	7
第 1 節 土工一般	7
2－1－1 土及び岩の分類	7
2－1－2 道路土工	7
第 2 編 材料編	8
第 1 章 土木工事材料	8
第 1 節 骨材	8
1－1－1 砕石及び再生砕石	8
第 2 節 鋼材	8
1－2－1 落石防止柵の亜鉛めっき	8
第 3 節 セメントコンクリート製品	8
1－3－1 インターロッキングブロック	8
1－3－2 コンクリート法留（プレキャスト製品）	9
1－3－3 コンクリート二次製品（JIS製品）	11
第 4 節 瀝青材料	11
1－4－1 アスファルト注入材料	11
1－4－2 アスファルト舗装の材料	11
第 5 節 塗料	12
1－5－1 区画線	12
第 6 節 「宮城県グリーン製品」及び県産木材製品	13
1－6－1 総則	13
1－6－2 宮城県グリーン製品	13
1－6－3 県産木材製品	13
第 7 節 その他	13
1－7－1 河川護岸用吸い出し防止シート	13

1-7-2	無収縮モルタル	14
1-7-3	トンネル防水工	14
1-7-4	雑石（沈石用）の確認	15
1-7-5	購入土	15
第3編	土木工事共通編	16
第1章	総則	16
第1節	総則	16
1-1-1	出来形図及び出来形部分の数量	16
1-1-2	土木工事施工管理基準	16
1-1-3	施工管理	17
1-1-4	段階確認	18
1-1-5	提出書類	18
1-1-6	三者会議	18
1-1-7	交通安全管理	18
1-1-8	交通誘導警備員	18
1-1-9	品質証明	19
1-1-10	中間検査	19
1-1-11	不法無線局の排除	20
1-1-12	工事中の安全確保	20
1-1-13	履行報告書の提出	20
1-1-14	標準的な設計図書による発注方式	20
1-1-15	監督職員を経由しない提出書類	21
第2章	一般施工	22
第1節	共通的工種	22
2-1-1	ハット型鋼矢板	22
2-1-2	現場発生材の再生利用	22
2-1-3	建設発生土の現場外搬出	23
2-1-4	植生工	23
2-1-5	厚層基材吹付工（宮城県グリーン製品）	23
第2節	一般舗装工	24
2-2-1	粒 度	24
2-2-2	コンクリート舗装養生剤	24
2-2-3	石粉	24
2-2-4	アスファルト舗装の材料	24
2-2-5	焼却灰混合フィラー	25
第4編	河川編	27
第1章	総則	27
第1節	仮量水標	27
1-1-1	水位の観測	27
第2節	護岸法覆工	27

1-2-1	法覆工及び法留工	27
1-2-2	連節ブロック張工	27
第3節	標示板	27
1-3-1	護岸	27
1-3-2	水門、樋門、樋管	28
第5編	河川海岸編	29
第1章	総則	29
第1節	標示板	29
1-1-1	標示板	29
第6編	砂防編	30
第1章	総則	30
第1節	仮量水標	30
1-1-1	水位の観測	30
第2節	コンクリート堰堤	30
1-2-1	モルタル	30
1-2-2	間詰工	30
1-2-3	水抜暗渠工	30
第3節	残存型枠工	30
1-3-1	一般事項	30
第7編	道 路 編	32
第1章	舗装	32
第1節	一般舗装工	32
1-1-1	配合設計	32
1-1-2	締固工	32
第2節	ブロック舗装工	32
1-2-1	インターロッキングブロック舗装	32
第3節	踏掛版工	32
1-3-1	施工	32
第4節	排水性舗装工	33
1-4-1	材料	33
1-4-3	排水性混合物の目標値	33
1-4-4	排水性混合物の管理項目	34
第2章	鋼橋上部	35
第1節	橋梁現場塗装工	35
2-1-1	材料	35
2-1-2	橋梁塗装塗替	35
第2節	床版工	35
2-2-1	床版工	35
第3節	橋梁付属物工	35
2-3-1	伸縮装置工	35

2-3-2 架設用付属物	35
第3章 コンクリート橋上部	36
第1節 橋梁付属物工	36
3-1-1 伸縮装置工	36
3-1-2 P C 定着工法	36
第4章 トンネル	37
第1節 支保工	37
4-1-1 支保工間隔	37
4-1-2 ロックボルト	37
第2節 覆工	37
4-2-1 覆工コンクリートの打設量	37
第5章 道路維持	38
第1節 コンクリート舗装補修工	38
5-1-1 再注入	38
第2節 舗装工	38
5-2-1 舗装打換え工	38
第3節 路肩及び法面	38
5-3-1 除草一般	38
第4節 清掃作業	38
5-4-1 清掃作業	38
第5節 災害応急処置	38
5-5-1 災害応急処置	38
別表-1 段階確認の確認項目及び確認の程度	40

1. 土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、宮城県土木部が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事その他これに類する工事（以下「工事」という。）に係かる工事請負契約書（以下契約約款を含み「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るために適用するものである。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「土木工事共通特記仕様書」「共通仕様書」（土木工事編Ⅰ）の順とする。

なお、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）には、この「土木工事共通仕様書」の他、契約書及び共通仕様書に係る様式、県の発注する工事を施工する上で、遵守すべき基準・指針等を掲載してあるので、「土木工事共通特記仕様書」を除き共通仕様書（土木工事編Ⅰ）と同様に取り扱うものとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 主任技術者

1. 受注者は、契約書第11条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。
2. 主任技術者は、入札書とともに配置技術者届出書を提出した工事にあつては、提出書に記載された技術者でなければならない。
3. 主任技術者を通知する場合には配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写し等を添付しなければならない。
4. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合においては、協議により変更できるものとする。
 - (1) 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡、その他の理由等）により変更が必要と発注者が認めたとき。
 - (2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了し、現場施工へ移行したとき。
 - (3) 工事の主体部分が完成した場合等で変更しても支障がないと発注者が認めたとき。
 - (4) 当初工期経過後、以下に該当する場合で工場の進捗状況、現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと発注者が認めたとき。
 - ① 受注者の責によらず工事中止が行われ工期延長が行なわれたとき。
 - ② 受注者の責によらず当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。
 - (5) ダムやトンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が複数年に及ぶ場合で、変

更しても支障が無いと発注者が認めたとき。

5. 途中変更の予定技術者における資格経験等は下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 後任の技術者について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上（前任技術者の経験年数以上または5年以上の経験年数）とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。なお、後任技術者の施工経験については、当該工事の配置技術者届出書に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。
- (2) 技術者の変更の際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。引継に必要な期間は1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超えて2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間程度を目安とする。

1-1-2 監理技術者

1. 工事請負契約書第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。

なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が5,000万円以上の工事である。

1-1-3 その他の技術者要件等について

1. 設計図書において舗装工事の下請け制限がある場合は、アスファルト舗装工に係る部分（表層工、基層工、上層路盤工）については下請負をさせてはならない。ただし、アスファルトフィニッシャーに係る施工部分を除く。

なお、受注者は以下の要件を満たしていなければならない。

(1) 事業所への舗装技術者の配置について

本工事を請負う者は、宮城県内の本社（店）又は営業所に以下の何れかの要件を満たす技術者を配置していなければならない。

- ① 1級又は2級舗装施工管理技術者
- ② 舗装工事（民間工事を除く）に関し直近10年間で5年以上の現場監督経験を有する者

(2) 舗装機械運転手及び補助作業員等

アスファルトフィニッシャー（下請負を除く）、マカダムローラ、タイヤローラのそれぞれの運転手（舗装機械運転手）及びレーキマン（補助作業員）は受注者と恒常的雇用関係にななければならない。

(3) 舗装工事施工職員等専任書の提出

受注者は、工事着手前の施工計画書提出時に、前記指定部分の施工に従事する職員及び使用機械を記した舗装工事施工職員等専任書を**提出**しなければならない。

(4) アスファルト混合物敷き均し及び締固め以外（瀝青材散布等）を下請負で施工させる場合は、下請負部分の工事目的物を明確にし、適正な下請契約を行うこと。

(5) アスファルトフィニッシャーに係る施工部分を下請負で施工させる場合は、アスファルトフィニッシャーの運転手を恒常的に雇用し、かつアスファルトフィニッ

ャーを自社所有又はリース（リース期間3年以上）している者へ下請負させること。

2. 一般競争入札で発注する工事のうち、区画線工が主たる部分となり、かつ建設業法上の登録業種が塗装工事の入札公告された工事の場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区画線工における有資格者の配置

受注者は、当該工事現場にかかる区画線工（区画線及び道路標示）にあたり、路面標示施工技能士を、一人以上配置しなければならない。

- (2) 当該工事現場に配置する有資格者の確認

落札予定者は、当該工事に配置する予定有資格者について、落札決定前に路面標示施工技能士届出書及び路面標示施工技能士の技能検定合格証書の写しを**提出**しなければならない。

- (3) 配置予定主任技術者の兼任

配置予定主任技術者が、路面標示施工技能士の資格を有する場合は、これを兼ねることができる。

1-1-4 受注者が着手日を選択できる工事

受注者は、特記仕様書で、受注者が着手日を選択できる工事（以下フレックス工事という。）であることが明示されている場合は、以下のとおりとする。

1. フレックス工事とは、落札者は契約締結の翌日からの特記仕様書により着手猶予期間（以下フレックス期間という。）に着手日を任意に設定できるものである。
2. フレックス工事に係る落札者は、当該工事の入札の日の翌日を起算日として3日以内に、「着手日報告書」により着手日を報告するものとする。
3. 「着手届及び工事工程表」の提出は、建設工事執行規則第26条1項に基づき、工事請負契約締結後10日以内に発注者に**提出**するものとし、「現場代理人及び主任技術者等通知書」も併せて**提出**するものとする。
4. 積算にあたっては、契約日を起算日とした工事期間を基準としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
5. 契約の日から着手日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は、着手日前に資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
6. 当初予定していた着手日に変更が生じた場合は、監督員と**協議**の上フレックス期間の範囲以内で、着手日の変更届を「着手日変更届」により発注者に**提出**するものとする。

1-1-5 建設副産物

1. 請負額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事とし、以下によるものとする。

なお、これにより難しい場合は監督職員と**協議**しなければならない。

- (1) 施工計画書作成時、工事完成時および登録情報に変更が生じた都度、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の内容について当該システムに情報登録するものとする。
- (2) 当該システムに情報登録した工事は、工事登録証明書を監督職員に**提出**しなければ

ばならない。

2. 施工条件等の変更により、建設副産物の量及び種類に変更が生じた場合は、直ちに監督職員と**協議**しなければならない。
3. 予定していた再資源化施設において受け入れ能力等により搬入不可能となった場合は、監督職員の**承諾**を得た上で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を得た他の処理施設に搬入できるものとする。
4. 受注者は建設副産物を処理した後は、速やかに「再資源化等報告書」にマニフェストの写し及び処理状況写真を添付し**提示**しなければならない。

1-1-6 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 受注者は、請負額500万円以上で、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または特定建設資材を使用する建築工事（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」の場合、落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1～3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に**提出**するものとする。
2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**報告**しなければならない。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1【再生資源利用計画書（実施書）】及び様式2【再生資源利用促進計画書（実施書）】を兼ねるものとする。

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

1-1-7 暴力団等排除について

1. 受注者は、工事期間において暴力団員または暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求または妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行なうとともに、発注者へ**報告**しなければならない。

なお、受注者が対象工事の一部について下請契約または、再委託契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）または、再委託契約の受託者（当該再委託業務の一部に係る二次以降の受託者を含む）も同様な義務を負う旨を定めなければならない。

2. 受注者は、上記理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更の**請求**ができるものとする。

1-1-8 環境対策

1. 受注者は、資材、工法、建設機械の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ「グリーン購入に関する基本方針」で定めた特定調達物品の使用を積極的に努めなければならない。
2. 受注者は、工事の施工にあたっては、天然資源の消費の抑制と環境への負荷の低減

を図るため、原材料等が廃棄物等になることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、自ら適正に循環的な利用を行い、若しくは適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3. 土壌汚染防止

セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、またはセメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 当該工事着手前に「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施し、結果を監督職員に**報告**しなければならない。
- (2) 配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境省告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-1-9 施工体制確認調査等、発注者が行なう調査への協力

共通仕様書1-1-12「調査・試験への協力」によるもののほか次の各項によるものとする。

なお、受注者が対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様な義務を負う旨を定めなければならない。

1. 公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査への協力

受注者は、当該工事が施工体制事前提出方式（オープンプック方式）を導入した一般競争入札の場合は、「公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査について」に基づき発注者が行なう次の各号に掲げる調査への協力をしなければならない。

- (1) 工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請下請関係適正化要綱第7条第2項に基づく一部下請通知書等の書類の記載内容等について、「工事費内訳書」を使用して発注者が行う調査に協力しなければならない。
- (2) 当該工事の当初請負額が調査基準価格を下回った場合は、最終変更請負契約締結後、最終工事費内訳書を作成し監督職員に**提出**しなければならない。

2. 宮城県土木部安全対策委員会が行なう事故調査への協力

受注者は、宮城県土木部安全対策委員会が行なう事故調査に協力しなければならない。

3. 工事現場等における施工体制の点検

受注者は、当該工事が発注者が行なう施工体制の点検の対象工事となった場合は、点検に協力しなければならない。

4. 建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査に対する協力について

- (1) 受注者は、発注者の実施する「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に**提出**しなければ

ばならない。

- (2) 発注者が工事現場で行うダンプ運転手からの聴取り調査を実施する場合は、調査に協力しなければならない。

第2章 土工

第1節 土工一般

2-1-1 土及び岩の分類

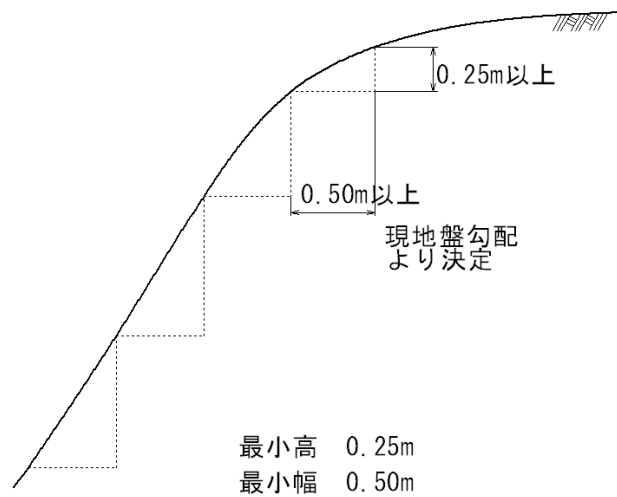
土及び岩の契約分類は、共通仕様書分類を次のとおりとする。

- (1) 土砂はA分類
- (2) 岩はC分類

2-1-2 道路土工

1. 受注者は、1：4より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

現地盤が岩の場合



第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第1節 骨材

1-1-1 砕石及び再生砕石

受注者は砕石の使用に先立ち、材料の種類及び規格ごとに、下記項目が記載された「再生砕石及び砕石（新材）試験報告総括表」を**提出**しなければならない。

- (1) 産地及び産出業者 (2) 新材混入の有無 (3) 配合比率
(4) 試験項目 (5) 試験有効期限 (6) 試験機関（試験者）

なお、試験有効期限については、各試験項目の試験日から産地の状況が変化した場合はその時点まで、産地の状況が変化しない場合であっても1年以内とする。

第2節 鋼材

1-2-1 落石防止柵の亜鉛めっき

- 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合の支柱及び取付金具は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- 亜鉛付着量は、支柱の場合JIS II 8641「溶融亜鉛めっき」2種（HDZ55）の550 g / m²（片面付着量）以上とし、取付金具類は、同じく2種（HDZ35）の350 g / m²（片面付着量）以上とする。
- ひし形金網は、JIS G 3552 の規格によるものとし、亜鉛付着量は、Z種G 3以上とする。
- ケーブルの亜鉛付着量は、素材に対して300 g / m²以上とする。

第3節 セメントコンクリート製品

1-3-1 インターロッキングブロック

- インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。

	種 類	曲げ強度	透水係数
強度	普通インターロッキングブロック	5N/mm ² (50kgf/cm ²) 以上	—
	透水インターロッキングブロック	3N/mm ² (30kgf/cm ²) 以上	1×10 ⁻² (0.1mm/sec) cm/sec
	植生用インターロッキングブロック	4N/mm ² (40kgf/cm ²) 以上	—
厚さ	4N/mm ² 【40kgf/cm ² 】 以上	± 3 mm	
	透水性インターロッキングブロック	+ 5、- 1 mm	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック	± 3 mm	

注) インターロッキングブロックの形状により曲げ強度試験が出来ない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロック及び化粧インターロッキングブロックにおいては、 32N/mm^2 (330kgf/cm^2) 以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、 17N/mm^2 (170kgf/cm^2) 以上でなければならない。

2. 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の**承諾**を得るものとする。

1-3-2 コンクリート法留（プレキャスト製品）

1. 引用規格

引用規格を、次に示す。

JIS A 1108	コンクリートの圧縮強度試験方法
JIS A 1132	コンクリートの強度試験用供試体の作り方
JIS A 5011	コンクリート用スラグ骨材
JIS A 5308	レディーミクストコンクリート
JIS A 6201	フライアッシュ
JIS A 6204	コンクリート用化学混和剤
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒綱
JIS G 3532	鉄線
JIS G 3551	溶接金網
JIS R 5210	ポルトランドセメント
JIS R 5211	高炉セメント
JIS R 5212	シリカセメント
JIS R 5213	フライアッシュセメント

2. 品質

(1) 外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。

(2) 圧縮強度

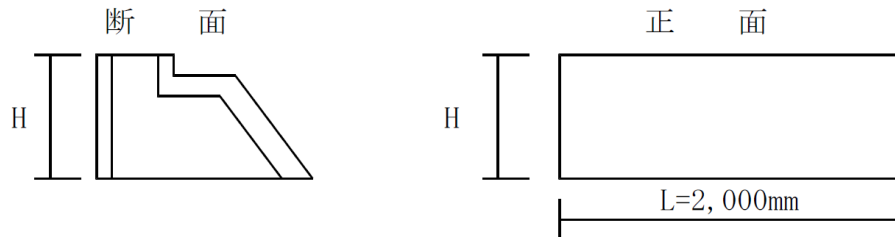
法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において 24N/mm^2 とする。

3. 規格及び寸法の許容差

(1) 法留の規格及び寸法の許容差は、図2-1及び表2-1のとおりとする。

(2) 鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、20mm以上とする。ただし、端部及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せい被覆がなされている場合も、この限りではない。

図2-1 形状及び寸法



- ① 水抜き孔は適宜設けてもよい。
- ② 面取り、切欠きのような、形状に影響を与えず強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表2-1 寸法の許容差

	高さ (H)	長さ (L)
許容差	± 5	± 6

4. 材料

次の項目については、JIS A 5345に準ずる。

- ① セメント
- ② 骨材
- ③ 水
- ④ 鉄筋（鉄筋使用製品のみ規定）
- ⑤ 混和材料

5. 製造方法

① 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目についてはJIS A 5345に準ずる。

- ① 空気量
- ② アルカリ骨材反応の抑制対策
- ③ 塩化物量
- ④ 材料の計量
- ⑤ 成形
- ⑥ 養生

6. 試験方法

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。

この場合の試験方法は、JISA1108によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

- (1) JIS A 1132または、JIS A 1132による供試体と相関関係が確認できる方法。

- (2) (1)によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせで製作する。また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

1-3-3 コンクリート二次製品（JIS製品）

受注者は、コンクリート二次製品（JIS製品）を使用する場合、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 登録認証機関が発行する証明書の写し。ただし、平成20年9月30日までに製造された製品にあっては日本工業規格表示認定書の写し。
- (2) 当該製品の種類、呼び及び規格等の資料。
- (3) 当該製品等の検査記録の品質を証明する資料。

第4節 瀝青材料

1-4-1 アスファルト注入材料

注入材料は、ブロンアスファルトとしてJIS K 2207～1969 規格によるものとし針入度は20～30とする。

1-4-2 アスファルト舗装の材料

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会で事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は事前に認定書（認定書、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表、品質管理試験結果の提出及び試験練りは省略できるものとする。

表2-2

工種	種別	試験区分	試験項目	摘 要
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プ ラ ン ト	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	
			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理

第5節 塗料

1-5-1 区画線

1. 区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。

表 2-3

種 類		規 格	標 準 使 用 量		摘 要
			ペイント	ガラスビーズ	
常温型	W=15cm	路面表示用塗料 J I S K 5665 1 種	50ℓ /km	1 号 39kg/km	
	W=20cm		67 ℓ /km	〃 52kg/km	
	W=30cm		100 ℓ /km	〃 78kg/km	
加熱型	W=15cm	路面表示用塗料 J I S K 5665 2 種	70 ℓ /km	〃 59kg/km	
	W=20cm		93 ℓ /km	〃 79kg/km	
	W=30cm		140 ℓ /km	〃 118kg/km	
溶融型	W=15cm	路面表示用塗料 J I S K 5665 3 種1号	390kg/km	散布 1 号 25kg/km	プライマーの 標準使用量 25kg/km塗布
	W=20cm		520kg/km	〃 33kg/km	〃 33kg/km塗布
	W=30cm		780kg/km	〃 50kg/km	〃 50kg/km塗布
	W=45cm		1、170kg / km	〃 75kg/km	〃 75kg/km塗布
水性型	W=15cm	路面表示用塗料 J I S K 5665 1 種	50 ℓ /km	1 号 39kg/km	溶媒として揮発 性有機化合物を 5%(以下)含まず、 水を使用するもの とする。
常温型	W=15cm	路面表示用塗料 J I S K 5665 1 種	39 ℓ /km	1 号 30kg/km	仮区画線用

(注) ガラスビーズは、JIS R 3301 (路面表示用塗料用ガラスビーズ) 1 号

2. 区画線の使用材料の確認については、監督職員の指示する方法により**報告**しなければならない。
3. 区画線溶融型の塗布厚は1.0mmとする。

第6節 「宮城県グリーン製品」及び県産木材製品

1-6-1 総則

受注者は、使用資材の選定において「宮城県グリーン製品」及び県産木材製品の活用に努めなければならない。

1-6-2 宮城県グリーン製品

受注者は、「宮城県グリーン製品」の利用促進に関する指針に基づき、「宮城県グリーン製品」の利用促進に努めなければならない。

1-6-3 県産木材製品

1. 受注者は、当該工事の施工において、原則として優良品やぎ材製品を1製品以上使用しなければならない。
2. 優良品やぎ材製品の使用にあたって、木製工事名表示板枠（既製品）を用いる場合は、原則として「宮城県グリーン製品」を用いなければならない。
3. 「宮城県グリーン製品」以外の県産木材製品を使用する場合、受注者は、優良品やぎ材製品であることを証明できる資料を添付した承諾願を**提出**し、監督員の**承諾**を得なければならない。

第7節 その他

1-7-1 河川護岸用吸い出し防止シート

1. 河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通大臣認可）を有しているシートとする。

なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表2-4

項目	規格値	適用基準及び試験方法
厚さ	10mm以上	
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度	9.8kN/m以上	縦・横方向
化学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K 7114 準拠 (PH5～9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410、A 1415 準拠
密度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L 3204
圧縮率	12%以下	JIS L 3204
引張り強さ	9.8kN/m以上	JIS L 3204
伸び率	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分90%以上	JIS L 3204

透水係数	0.01cm/s以上	JIS L 3204
------	------------	------------

3. 河川護岸用吸い出し防止シートの敷設は、以下のとおりとする。

- (1) 吸い出し防止材の敷設にあたっては、上流側シートを上にして重ね合わせるものとし、隙間やめくれのないよう施工しなければならない。
- (2) 吸い出し防止材の重ね幅は10cm以上とする。

1-7-2 無収縮モルタル

無収縮モルタルの品質規格は次表のとおりとする。

表 2-5

項 目	規 格 値	試 験 方 法
コンシステンシー (流下時間)	セメント系：8±2秒	J 1 4 ロート試験
ブリージング	混りませ2時間で2%以下	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上 終結：10時間以内	ASTMC403
膨張収縮率	材令7日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充てんモルタルの施工要領(案)」 附属書
圧縮強度	材令3日：25N/mm ² 以上 (250kgf/cm ² 以上) 材令28日：44N/mm ² 以上 (450kgf/cm ² 以上)	J I S A1108 供試体径5cm 高さ 10cm

1-7-3 トンネル防水工

1. 覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝剤（ $t=3\text{mm}$ ）と防水シート（ $t=0.8\text{mm}$ 以上）の組み合わせされたものとし、使用にあたっては、監督職員の**承諾**を得るものとする。
2. 防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8mm以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとする。

表 2－6

項 目	試験法	規 格 値
比重	JIS K 6773	0.95±0.05
硬さ	JIS K 6773	98以下
引張強さ (kgf/cm ²)	JIS K 6773	20℃で160以上 －10℃で300以上
伸び (%)	JIS K 6773	20℃で600以上 －10℃で500以上
引裂強さ (kN/cm ²)	JIS K 6252	50以上
耐薬品性 (アルカリ) 質量変化率 (%)	JIS K 6773	±1以下
耐熱老化性 質量変化率 (%)	JIS K 6773	±1以下
脆化温度 (℃)	JIS K 6261	－30以下

1－7－4 雑石（沈石用）の確認

雑石（沈石用）は張立により確認するものとし、大きさについては、規定した重量の形の異なったものそれぞれ3個以上を見本石として現場に置き、観察により確認するものとする。

1－7－5 購入土

1 工事あたり1、000m³以上の購入土がある場合、受注者は、工事で使用する購入土を現場へ搬入する前に、次のいずれかの採取計画に対する認可書の写しを監督職員に**提出**しなければならない。

- （1）採石法第33条による採取計画認可書の写し
- （2）砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は出来形部分検査及び監督職員が**指示**した場合に作成するものとする。
2. 出来形図は、検査（完成、出来形、部分、中間）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）またはその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び位置図、工事設計数量、平面図標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書きで記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合には、出来形図の着色を省略することが出来る。

なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることが出来る。

1-1-2 土木工事施工管理基準

1. 出来形管理

受注者は、土木工事施工管理基準5. 管理項目及び方法（2）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理図表やヒストグラムを作成し**提出**するものとする。

なお、対象工種※が、出来形管理図表の作成が困難であると認められる場合等においては、監督職員と**協議**の上、変更することが出来る。

※対象工種：直接工事費に占める工種（工事数量総括表（仕様書）の工種（土木工事積算体系における工種（レベル2）））毎の工事費の割合が最も大きい工種

2. 品質管理

受注者は、土木工事施工管理基準5. 管理項目及び方法（3）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、工程能力図及びヒストグラム、または品質管理図表を作成し**提出**するものとする。また、測定数が10点以上の場合で、無筋・鉄筋コンクリート、瀝青安定処理・アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工等の場合は、その管理内容に応じて、管理図（ $\bar{X}$ - R_s - R_m 管理図等及び度数表）による品質の管理を行うものとする。

3 工事写真

受注者は、土木工事施工管理基準7. その他（1）工事写真において、工事の適正な品質確保の観点から、工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所（不可視部分）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況については、写真管理基準の撮影頻度で**確認**できるようにするものとし、監督職員及び検査職員の**請求**があった場合は直ちに**提示**するものとする。

1-1-3 施工管理

受注者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書に基づき、資料等を**提出**しなければならない。

(1) 生コンクリート

無筋・鉄筋	対 象 構 造 物		適用
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物（堤防・消波ブロック） ハ) 河川構造物（護岸、根固めブロック） ニ) 砂防ダム（堤体、側壁及び水叩） ホ) 擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ) 橋梁上部工 ニ) 函渠工、水路（内空断面積1.0 m ² 以上） ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、擁壁工 ハ) 橋梁上部工 ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰	
ー	イ) コンクリート舗装 ロ) トンネル覆工 ハ) 吹付コンクリート	イ) コンクリート舗装 ロ) トンネル覆工 ハ) 吹付コンクリート	

(2) コンクリート二次製品

二 次 製 品 名		適用
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
イ) 函渠類（鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート） ロ) 杭類（遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337） ハ) 桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316） ニ) 擁壁類（鉄筋コンクリートL型） ホ) 管渠類（遠心力コンクリート管、A5303、コア敷きプレストレストコンクリート管、5333）	イ) 函渠類（鉄筋コンクリート、P Cボックスカルバート） ロ) 杭類（遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337） ハ) 桁類（プレストレストコンクリート橋けた、A5313、A5316） ニ) 管渠類（遠心力コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333） ホ) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

1-1-4 段階確認

共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-5監督職員による確認及び立会等6.に規定する段階確認の確認項目及び確認の程度は、別表-1段階確認の確認項目及び確認の程度によるものとする。

1-1-5 提出書類

1. 受注者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。
2. 書面の内容が次のものについては、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとする。
 - (1) 施行計画書（当初作成分を除く）
 - (2) 工事打合簿（指示、協議、通知、承諾、提出、報告）
 - (3) 段階確認書・立会願
 - (4) 休日作業届等
 - (5) 監督職員と協議して認められたもの

1-1-6 三者会議

受注者は、設計図書に三者会議の対象工事と明示された場合には、以下の各号によらなければならない。

- (1) 三者会議開催前までに、施工計画書とともに、共通仕様書第1編1章1-1-3「設計図書の照査等」に基づく照査結果の確認できる資料、疑問点、確認事項、開催希望時期等を整理して、監督職員に書面により**提出**しなければならない。
- (2) 現場代理人及び主任技術者は、監督職員が通知した日時に開催する三者会議に出席しなければならない。
- (3) 三者会議の開催回数は工事着手前の1回の開催を原則とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。

1-1-7 交通安全管理

受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設の設置等、必要な処置を講じなければならない。

1-1-8 交通誘導警備員

受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に**提出**するものとする。また、下表に示した都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に1人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとする。

表 3－1

路 線	区 間
1 国道4号（一般県道「仙台名取線」を含む。）	宮城県の全域
2 国道6号	宮城県の全域
3 国道45号	宮城県の全域
4 国道47号	宮城県の全域
5 国道48号	宮城県の全域
6 国道108号	宮城県の全域
7 国道113号	宮城県の全域
8 国道286号	宮城県の全域
9 国道346号	宮城県の全域
10 国道398号	宮城県の全域
11 国道457号	宮城県の全域
12 主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13 主要地方道仙台松島線	宮城県の全域
14 主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15 主要地方道仙台泉線	宮城県の全域
16 主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17 主要地方道仙台村田線	宮城県の全域
18 主要地方道泉塩釜線	宮城県の全域
19 主要地方道仙台北環状線	宮城県の全域

注) 17の路線は、令和3年4月1日から適用

1－1－9 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、共通仕様書第3編土木工事共通編1－1－5品質証明によるもののほか品質証明実施要領に基づき工事の品質を証明しなければならない。

1－1－10 中間検査

当該工事において、特記仕様書若しくは発注者が必要と認め中間検査の対象となった場合は、共通仕様書第3編共通編1－1－7検査の実施によるもののほか下記によらなければならない。

- (1) 検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図書を複写し色分け（完成部分を赤色）して1部提出しなければならない。

なお、この図面は中間検査で確認済みの証となるものである。

- (2) この検査でにより確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において引き渡しまで善良に管理しなければならない。

1-1-11 不法無線局の排除

受注者は電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。

1-1-12 工事中の安全確保

1. 安全・訓練等の実施

共通仕様書第1編1-1-26工事中の安全確保については次のとおりとする。

(1) 「工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画」は、「工事工程別安全衛生管理計画書」によること。

(2) 「ビデオ等又は工事報告等に記録した資料」とは、次の資料とする。

- ① 実施年月日、時間を記録したもの。
- ② 参加者名簿（作業員の氏名、所属会社がわかるもの）
- ③ 実施状況の写真
- ④ 安全教育・訓練に使用した資料など

2. 長期休暇

受注者は、4日以上連続して工事現場を休む場合は、休暇期間の保安体制を記載した計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

3. 土石流危険河川内工事

(1) 受注者は、**設計図書**で、「土石流危険河川」と明示されている場合は、以下のとおりとする。

- ① 施工計画書に「土石流による労働災害の防止に関する規定」（労働安全衛生規則第575条の10関係）の各事項について記載しなければならない。
- ② 受注者は、現地踏査等の内容から判断して、**設計図書**が現状に合わないと判断される場合は監督職員と**協議**しなければならない。

(2) 受注者は、設計図書で、「現地測量を行い、土石流危険河川に該当するか確認すること」と明示されている場合は、以下のとおりとする。

- ① 現地測量前に、「現地測量に関する計画書」を監督職員に**提出**しなければならない。
- ② 現地測量の結果、「土石流危険河川」とであると判明した場合は、(1)によるものとする。

1-1-13 履行報告書の提出

次の(1)～(3)のいずれかに該当する工事については、**提出**を省略できる。ただし、**設計図書**で指定された工事及び当初契約額が、調査基準価格を下回った工事は除く。

- (1) 工事請負代金額が、2000万円未満の工事
- (2) 工期が、100日未満の工事
- (3) 維持管理委託等

1-1-14 標準的な設計図書による発注方式

受注者は、特記仕様書で、標準的な設計図書による発注方式であることを指定された場合は、以下のとおりとする。

- (1) 施工数量の詳細部分は、受注者が現場技術業務により現場を測量し、工事の施工に必要な図面を作成して算定するものとする。
- (2) 工事受注者は現場技術業務費に計上された業務を、監督職員と**協議**の上実施し、施工数量を算定するものとする。
- (3) 作成する図面及び数量は、土木設計マニュアル等に基づき工事施工が可能な内容とする。
- (4) 成果品は測量野帳の写し、図面の原図、焼き付け図面、数量計算書等（各1部）とする。

1-1-15 監督職員を経由しない提出書類

契約書第10条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは次の書類をいう。

- (1) 契約書第4条の規定による保険証券の寄託
- (2) 契約書第13条第4項の規定による監督職員に対する措置請求
- (3) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による請負代金額の支払いに係る請求書
- (4) 契約書第37条第1項の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に関わる請求書

第2章 一般施工

第1節 共通的工種

2-1-1 ハット型鋼矢板

1. ハット型鋼矢板の施工については、共通仕様書第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。
2. ハット型鋼矢板の施工に係る規格値及び写真管理基準は、上記矢板工の「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「写真管理基準」の規定によるものとする。

2-1-2 現場発生材の再生利用

1. 受注者は、当該工事で発生するコンクリート塊について**設計図書**により、自工事利用または他工事間流用を明示された場合は次の各号によらなければならない。

なお、これにより難い場合には、直ちに監督職員と**協議**しなければならない。

- (1) 受注者は、再資源化品目及び数量、使用機械、施工手順、施工方法、運搬経路・方法等について詳細に計画し、共通仕様書第1編1章1-1-4施工計画書（再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法）に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、再資源化の実施に先立ち監督職員の**立会**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、再資源化完了後に再資源化されたコンクリート塊（以下、再生材という。）について、**特記仕様書**により、数量、品質について**段階確認**を受けなければならない。

(4) 再生材の運搬

- ① 受注者は、**設計図書**により再生材を他工事場所等へ運搬することを明示された場合は、運搬の実施において、日時、数量及び確認者の判る資料を作成しなければならない。

なお、資料は、運搬完了後ただちに、監督職員に**提出**するとともに、当該資料を利用する工事の受注者に写しを**提出**しなければならない。

- ② 受注者は、運搬に先立ち利用するダンプトラックについて、運搬車両ナンバー、荷台の形状寸法について検収するとともに、写真等による資料を作成し整備しなければならない。

2. 受注者は、**設計図書**により他工事現場で再資源化されたコンクリート塊（以下、「再生材」という）の利用を明示された場合は、次の各号によらなければならない
なお、これにより難い場合には、直ちに監督職員と**協議**しなければならない。

- (1) 受注者は、再資源化品目及び数量、使用機械、施工手順、施工方法、運搬経路・方法等について詳細に計画し、共通仕様書第1編1章1-1-4施工計画書（再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法）に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、再生材の利用に先立ち、数量及び品質について監督職員の**段階確認**を受けなければならない。

(3) 再生材の運搬

- ① 受注者は、**設計図書**により再生材を他工事場所等から運搬をすることを明示さ

れた場合は、運搬の実施において、日時、数量及び確認者のわかる資料を作成しなければならない。

なお、資料は、運搬完了後ただちに、監督職員に提出するとともに当該資材を利用する工事の受注者に写しを**提出**しなければならない。

- ② 受注者は、運搬に先立ち利用するダンプトラックについて、運搬車両ナンバー、荷台の形状寸法について検収するとともに、写真等による資料を作成し整備しなければならない。

2-1-3 建設発生土の現場外搬出

1. 建設発生土現場管理者の選任

受注者は、建設発生土を確実に管理する者として「建設発生土現場管理者」を選任し、施工計画書に記載し監督職員に**提出**すること。この場合、現場間の距離等を勘案して現場代理人を含めた複数の「建設発生土現場管理者」を選任することができる。

2. 建設発生土搬出車等管理表の提出

受注者は、当該工事の建設発生土の運搬に使用するダンプトラックについて「ダンプトラック等管理表」を、工事着手前に監督職員に**提出**すること。また、記載された内容に変更がある場合は再提出すること。

3. 建設発生土の運搬状況の確認

受注者は搬出を行う日毎に、稼働時刻、ナンバー、運転手等が特定できる「建設発生土搬出量等管理表」を作成し、1週間毎に集計した任意の調書を監督職員に**提出**すること。

4. 搬出先土量の確認

受注者は、建設発生土の受入地において、搬出先土量を伝票により管理するとともに、搬出先の土砂を集積し、検測・確認して土量を**確認**すること。また、受入地で集積ができない場合は、「建設発生土現場管理者」を定期的に現場に配置し、伝票により**確認**するとともに、搬出先土量を監督職員に**報告**すること。

2-1-4 植生工

中央分離帯、交通島等の張芝は目地張りとし、目地の割合は全面積の25%程度とするものとする。

2-1-5 厚層基材吹付工（宮城県グリーン製品）

1. 厚層基材吹付工（宮城県グリーン製品）とは、宮城県グリーン製品を生育基盤材に使用する有機質系吹付岩盤緑化工法を指す。

2. 受注者は宮城県グリーン製品の中から生育基盤材として使用する製品を選定し、それを使用することについて監督職員の**承諾**を得なければならない。

3. ここで使用する生育基盤材には、宮城県グリーン製品のうち、宮城県又は県内の公共団体が排出する再生資源から製造された製品を使用するよう努めなければならない。

4. ここで生育基盤材に使用するバークたい肥は、以下の2つの基準に適合するものでなければならない。

なお、以下の2つの基準に適合することを確認するため、過去1年以内に行われた

試験成績表を監督職員に**提出し承諾**を受けること。ただし、幼植物試験は除く。

- (1) 宮城県環境物品等調達方針における特定調達品目「バークたい肥」の判断基準
- (2) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」

5. 出来型管理基準については、厚層基材吹付工に準じるものとする。

第2節 一般舗装工

2-2-1 粒 度

粒度調整路盤工の材料は、監督職員の**承諾**を受けた、中央混合プラントで混合しなければならない。

2-2-2 コンクリート舗装養生剤

コンクリート舗装養生剤の種類は監督職員の**承諾**を得て使用しなければならない。

2-2-3 石粉

コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを3ℓ/㎡程度とし、石粉と水の混合比は、重量で1：1とする。

2-2-4 アスファルト舗装の材料

密粒度ギャップアスファルト混合物(20F)は、以下の各号に従わなければならない。

(1) マーシャル安定度試験基準値

突固め	1,000 ≤ T	50
回数	T < 1,000	
空隙率(%)		3～7
飽和度(%)		65～85
安定度 (kgf(kN))		500 (4.90) 以上
フロー値(1/100cm)		20～40

〔注1〕 T：舗装計画交通量(台/日・方向)

〔注2〕 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

(2) 骨材の粒度範囲

最大粒径(mm)		20
ふるい目呼び寸法		
通過質量 百分率(%)	26.5mm	100
	19.0mm	95～100
	13.2mm	70～80
	4.75mm	55～65
	2.36mm	45～55
	600 μ m	40～50
	300 μ m	18～42
	150 μ m	10～20
	75 μ m	9～13
アスファルト量(%)		5～6

2-2-5 焼却灰混合フィラー

1. アスファルト舗装の上層路盤、基層及び表層に使用するフィラーとして、石粉に宮城県流域下水で発生する下水汚泥を焼却処理した灰（以下、「焼却灰」という。）を混合したフィラー材（以下、「焼却灰混合フィラー」という。）を使用する場合は、以下によるものとする。
 - (1) 焼却灰は、どろ・有機物・ごみ等を有害量含まず、また、水分1.0%以下で微粒子の団粒などを含まないものとする。
 - (2) 焼却灰の土壤環境基準値及び管理試験等は表3-2によるものとする。
 - (3) 焼却灰は、原則としてアスファルト混合物のフィラー材の一部として、フィラー材全体の質量比30%以下で使用するものとする。
 - (4) 焼却灰混合フィラーの粒度範囲及び規定は、共通仕様書第2編2-3-5フィラー表2-15、表2-16の規格に適合するものとする。
2. 受注者は、焼却灰混合フィラーの試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。ただし、これまでに使用（過去1年以内に試験が行われた）実績があり、その試験成績表を監督職員が**承諾**した場合には、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。
3. 焼却灰混合フィラーを使用した加熱アスファルト混合物の規格は、2-2-4アスファルト舗装の材料及び共通仕様書第3編第6節一般舗装工の規定によるものとする。

表3-2

試験項目		基準値	試験方法	試験基準	試験成績表等 による確認
土 壌 溶 出 量	カドミウム	0.01 mg/1以下	平成3年8月23 日環境庁告示 第46号「土壌 の汚染に係る 環境基準につ いて」の別表 に掲げる分析 方法に準拠	工事開始前及 び材料変更 時。 ただし、過去 1年以内に試 験が行われて いる場合は、 試験成績表の	○
	鉛	0.01 mg/1以下			
	六価クロム	0.05 mg/1以下			
	ひ素	0.01 mg/1以下			
	総水銀	0.0005 mg/1以下			
	セレン	0.01 mg/1以下			
	フッ素	0.8 mg/1以下			
	ホウ素	1 mg/1以下			
土 壌 含 有 量	カドミウム	150 mg/kg以下	平成15年3月6 日環境省告示 第19号「土壌 含有量調査に 係る測定方法 を定める件」 に掲げる分析 方法に準拠	写しを監督職 員あてに提出 して確認を受 けること。	○
	鉛	150 mg/kg以下			
	六価クロム	250 mg/kg以下			
	ひ素	150 mg/kg以下			
	総水銀	15 mg/kg以下			
	セレン	150 mg/kg以下			
	遊離シアン	50 mg/kg以下			
	フッ素	4、000 mg/kg以 下			
	ホウ素	4、000 mg/kg以下			
・溶出量基準は、環境基本法に基づく「土壌環境基準（平成3年環境庁告示第46号）」による。					
・含有量基準は、土壌汚染対策法に基づく「土壌含有量基準（平成14年環境省令第29号）」による。					

第4編 河川編

第1章 総則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は施工に先立ち、施工箇所附近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員が**指示**する場合は、毎時観測を行うものとする。

2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表または図表等にとりまとめ、これを**提出**しなければならない。

第2節 護岸法覆工

1-2-1 法覆工及び法留工

1. 受注者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合にはのり面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ・剥離等のないように施工するものとする。

2. 遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については監督職員の**承諾**を得るものとする。

1-2-2 連節ブロック張工

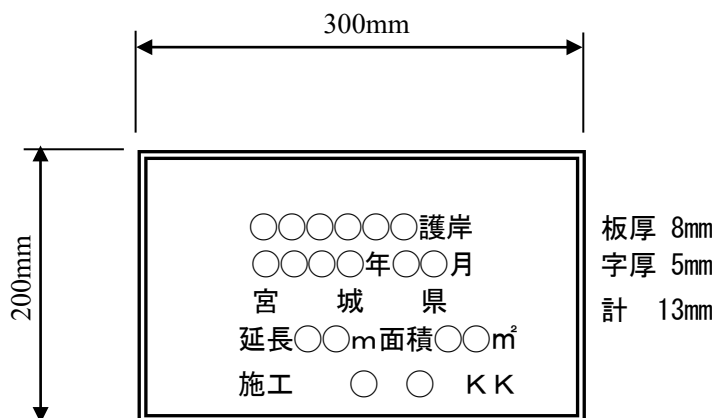
連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の**承諾**を得るものとする。

なお、連結鉄筋は、 $\phi 9\text{mm}$ （大型連節ブロックを使用する場合は $\phi 13\text{mm}$ ）とし、溶接する場合の溶接長は10cm以上とする。

第3節 標示板

1-3-1 護岸

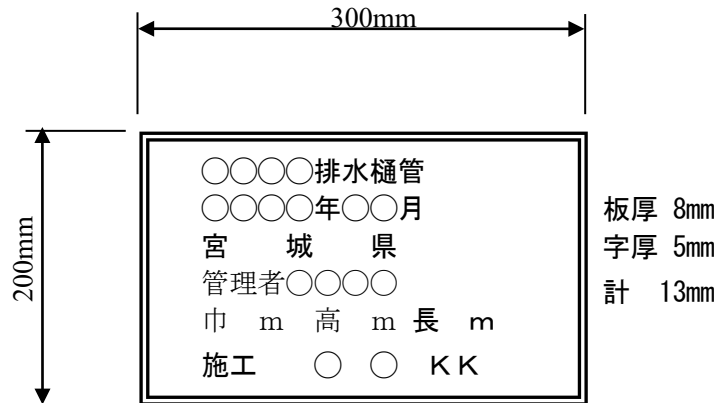
1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 標示板の年月は完成年月とする。
4. 発注者が「宮城県」でない場合の記載事項については、監督職員の**指示**によるものとする。

1-3-2 水門、樋門、樋管

1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 標示板の年月は完成年月とする。
4. 発注者が「宮城県」でない場合の記載事項については、監督職員の**指示**によるものとする。
5. 発注者と管理者が同一の場合は、管理者を省略できるものとする。

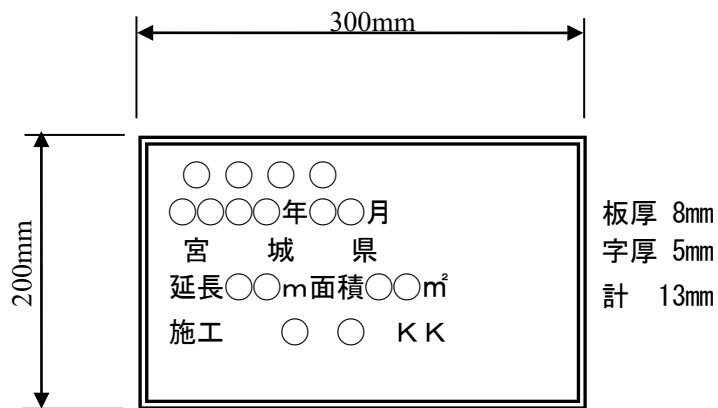
第5編 河川海岸編

第1章 総則

第1節 標示板

1-1-1 標示板

1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 標示板の年月は完成年月とする。
4. 発注者が「宮城県」でない場合の記載事項については、監督職員の**指示**によるものとする。

第6編 砂防編

第1章 総則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は、施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。
なお、出水時等に監督職員が**指示**する場合は、毎時観測を行うものとする。
2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表または図表等にとりまとめ、これを**提出**しなければならない。

第2節 コンクリート堰堤

1-2-1 モルタル

敷モルタルの最小セメント使用量は $530\text{kg}/\text{m}^3$ とする。

1-2-2 間詰工

地盤線等の変更による間詰工の形状変更は監督職員と**協議**するものとする。

1-2-3 水抜暗渠工

水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充填の不良を防ぐため、形綱等を用いて設置するものとする。

第3節 残存型枠工

1-3-1 一般事項

1. 一般事項
 - (1) 残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
 - (2) 残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。
 - ① 残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。
 - ② 残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠工に用いる型枠について、表6-1に従って品質及び規格等を証明する資料を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

表 6－1

項 目	内 容	摘要
質量	残存型枠 60kg/枚以下 残存化粧型枠 110kg/枚以下	
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第6編 1－8－4 コンクリート堰堤本体工の品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質を証明する資料
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書または公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

3. 施工

- (1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。
また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第7編 道 路 編

第1章 舗装

第1節 一般舗装工

1-1-1 配合設計

受注者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し設計アスファルト量を次の方法に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が**承諾**した場合はマーシャル試験を省略することができる。

- (1) 示方アスファルト量を中心にして上下に0.5%きざみにアスファルト量をかえた5種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。
- (2) 供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度とを算出する。
- (3) アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値の関係を求め、次表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想される場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地帯のすりへり作用の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

1-1-2 締固工

1. 路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。
2. 歩道の路盤については最大乾燥密度の85%を標準とする。

第2節 ブロック舗装工

1-2-1 インターロッキングブロック舗装

1. 受注者は、ブロックの目地が2～3mm程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。
2. 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第3節 踏掛版工

1-3-1 施工

踏掛版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でもあらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第4節 排水性舗装工

1-4-1 材料

1. 排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13mm、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、高粘度改質アスファルトとする。
2. 排水性舗装工に使用する砕石の品質管理基準は、粒度範囲は下記のとおりとする。

表7-1 砕石の品質

用途 項目	表 層	
	配合案	備 考
表乾比重	2.45以上	
吸水率(%)	3.0以下	
すり減り減量(%)	15以下	

表7-2 排水性混合物の粒度範囲

最大粒径(mm)		13
ふるい目呼び寸法		
通過質量 百分率(%)	26.5mm	—
	19.0mm	100
	13.2mm	90～100
	4.75mm	11～35
	2.36mm	10～25
	75 μ m	3～7
アスファルト量(%)		4～6

注：上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

1-4-3 排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記のとおりとする。

表7-3 排水性混合物の目標値

項目	単位	目 標 値	
		配合案	備考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/s	1.0×10^{-2} 以上	
安定度	KN(kgf)	3.50 (350)以上	
DS	回/mm	一般部 4,000以上	
		交差点部 5,000以上	

※本項における交差点部とは、停止線の外側概ね30m区間から交差点内側の車道部分を指すものとする。

1-4-4 排水性混合物の管理項目

項目	頻度	標準的な管理の限界	備考
現場透水量	1、000m2ごと	800mL/15sec以上	空隙率17%程度の場合

第2章 鋼橋上部

第1節 橋梁現場塗装工

2-1-1 材料

1. 塗料の色合せは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の**承諾**を得て現場調査を行うことができる。
2. 受注者は、塗料には、乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2-1-2 橋梁塗装塗替

塗装塗替は、別途塗装面積（㎡）計算書を作成し**提出**しなければならない。

第2節 床版工

2-2-1 床版工

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計画書に記載しなければならない。

第3節 橋梁付属物工

2-3-1 伸縮装置工

受注者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

2-3-2 架設用付属物

受注者は、橋体部材に架設用付属等を添加する場合は、監督職員の**承諾**を得て製作しなければならない。

第3章 コンクリート橋上部

第1節 橋梁付属物工

3-1-1 伸縮装置工

受注者は、鋼製伸縮装置の製作においては、床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

3-1-2 PC定着工法

PC定着工法は、設計図のとおりとする。ただし、設計図以外の方式を採用する場合は、予め設計計算書、図面等を作成し、監督職員の**承諾**を得るものとする。

第4章 トンネル

第1節 支保工

4-1-1 支保工間隔

支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

4-1-2 ロックボルト

先打ちボルト（フォアパイリング）の穿孔角度等詳細については監督職員の**承諾**を得なければならない。

第2節 覆工

4-2-1 覆工コンクリートの打設量

受注者は、覆工・側壁コンクリートの施工にあたり、あらかじめ打設ロット毎のコンクリート打設量計算書を監督職員に**提出**しなければならない。また、コンクリート納入伝票等の写しを監督職員に**提出**しなければならない。

第5章 道路維持

第1節 コンクリート舗装補修工

5-1-1 再注入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**し、**指示**を受けるものとする。

第2節 舗装工

5-2-1 舗装打換え工

1. アスファルト舗装版撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装版等を損傷してはならない。
2. 隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
3. 受注者は、車道打換等によって生じる段差の摺付について、**設計図書**に示されていない場合には監督職員と**協議**しなければならない。

第3節 路肩及び法面

5-3-1 除草一般

1. 受注者は、除草中または跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
2. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
3. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。

第4節 清掃作業

5-4-1 清掃作業

1. 路面清掃、ガードレール清掃、視線誘導標清掃、排水施設清掃の施工時期等については、監督職員の**指示**によるものとする。
なお、路面清掃等の実施にあたっては、粉塵が舞い上がらないよう、散水後に清掃するものとする。
2. 路面清掃車には助手を乗務させ、安全の確保に努めなければならない。
※汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（平成18年6月）によるものとする。

第5節 災害応急処置

5-5-1 災害応急処置

1. 施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、監督職員の**指示**によらなければならない。
2. 応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載して、

写真撮影を行わなければならない。

3. 土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じて施工しなければならない。

別表－１ 段階確認の確認項目及び確認の程度

(1/3)

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川土工 海岸土工 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング 実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	路床安定処理 置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
パーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンド ドレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	ペーパードレーン			
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	高圧噴射攪拌	施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	セメントミルク攪拌			
	生石灰パイル 薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／20本 重点：1回／10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板プラス 一般：1回／75本 重点：1回／50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭プラス 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭プラス 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭プラス 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の程度
深礎杭		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回／3本 重点:全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回／3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回／3本 重点:全数
オープンケーソン 基礎工	ニューマチックケーソン 基礎工	鉄査据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
鋼管井筒基礎工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
		打込時	使用材料、長さ、溶接部 の適否、支持力	試験杭プラス 一般:1回／10本
		打込完了時	基準高、偏心量	重点:1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回／10本 重点:1回／5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置 換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
法枠工	現場吹付法枠	型枠を組み立てアンカ ー設置後	使用材料、幅、打込長さ	1回／500㎡ 但し、500㎡未満は2回
護岸工	法覆工(覆土施工 がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁工 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	基準高 支持地盤(直接基礎)	1回／1構造物 1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度／1構造物 重点:60%程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		柵座の位置決定時	柵座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度／1構造物 重点:60%程度／1構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が 省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般:—— 重点:1回／1構造物
ポストテンションT(I) 桁製作工		プレストレス導入完了 時、横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度／総ケーブル数 重点:10%程度／総ケーブル数
プレビーム桁製作工		プレストレス導入完了 時、縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度／総ケーブル数 重点:20%程度／総ケーブル数
プレキャストブロック 桁組立工		PC鋼線・鉄筋組立完了 時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との 対比	一般:30%程度／1構造物 重点:60%程度／1構造物
PCホロースラブ製作工				
PC版桁製作工				
PC箱桁製作工				
PC片持箱桁製作工				
PC押出し箱桁製作工				
床版・横組工				

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の程度
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート 厚、ロックボルト打ち込 み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回／構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回／構造 の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督:地山等級がD、E のもの 一般監督:重点監督以外
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場によ り確認
トンネルインパート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー 穿孔完了時	穿孔数、深さ、鉄筋切断 の有無	一般:30％程度／1構造物 重点:60％程度／1構造物
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー 完了時	コンクリート面と鋼板 との間隔、固定状況	
	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙 間	
		溶接完了時	ビート部分の外観検査	
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落とし の状況	25点/1ロット(500m2)
		塗装完了時	塗装膜	
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、これ
を最小限として設定する事とする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・一般監督:重点監督以外の工事
- ・重点監督:下記の工事
 - (イ) 工事予定価格が1億5千万円以上の工事
 - (ロ) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - (ハ) 施工条件が厳しい工事
 - (ニ) 第三者に対する影響のある工事

・この表にない工種は請負者と協議のうえ段階確認の指示を行う。